

公立保育所の再編に関する基本方針

市では、一人ひとりの児童の健やかな成長を育む環境づくりを推進するため、保育のサービスの充実や施設の整備を図る必要があります。

一方、市の財政状況は厳しい状況となっています。また、人口構造や社会情勢の変化に対応した、将来を見据えた公の施設の整備が課題となっています。

公の施設である公立保育所のうち、中央保育所、栄保育所及び深井保育所については耐震対策を平成27年度に実施しましたが、建物の構造体の改修が必要となっているほか、床のゆがみや雨漏り、給水管や設備の劣化が著しい状況であるなど施設の老朽化は進んでいるため、施設整備の対応が急務となっています。

このようなことから、中央保育所、栄保育所及び深井保育所のあり方等に関して、北本市子ども・子育て会議に対して諮問を行い、この諮問に対する答申や、パブリック・コメント制度で広く意見を聴き、また、市民等との意見交換会で多くの意見をいただきましたので、これらの意見を十分踏まえ、公立保育所の再編に関する基本方針を次のとおり定めました。

今後は、この基本方針に沿って実施していきます。

第1 基本方針

1 公立保育所の再編

- (1) 中央保育所は、平成32年度に取壊しと建設を予定し、建替えた後の（仮称）中央保育所は、平成33年度に開所することを予定しています。
- (2) 栄保育所は、（仮称）中央保育所に再編します。また、（仮称）中央保育所の開所予定年度の前年度を栄保育所での入所受入の最終年度とします。
- (3) 深井保育所は、施設の老朽化や市の財政の状況、保育を提供する量や見込量の状況を踏まえ、存続又は閉所など、保育の支援方法やあり方などを含め、総合的に勘案しながら検討します。
- (4) （仮称）中央保育所の場所は、近隣住民の理解と協力が必要となります。更に建設用地を確保することなども必要となりますので、現在の中央保育所の場所を建設候補地とします。

また、（仮称）中央保育所の規模は、市全体における保育の必要量を考慮して、将来を見据えた規模や機能となるよう計画します。

2 公立保育所への入所及び入所条件

次の表の各年度に入所します児童については、指定しました公立保育所へ移動することを条件に入所の受付を行います。

年度	中央保育所	栄保育所	深井保育所
平成 28 年度	1 歳児のみ移動の対象となります。	0 歳児のみ移動の対象となります。	深井保育所の施設の老朽化や市の財政の状況、そして、保育提供量や保育見込量の状況を踏まえ、引き続き検討していきます。
平成 29 年度	1 歳児・2 歳児のみ移動の対象となります。	0 歳児・1 歳児のみ移動の対象となります。	
平成 30 年度	1 歳児～3 歳児のみ移動の対象となります。	0 歳児～2 歳児のみ移動の対象となります。	
平成 31 年度	1 歳児～4 歳児のみ移動の対象となります。	0 歳児～3 歳児のみ移動の対象となります。	
平成 32 年度	平成 28 年度から前年度までの移動の対象となっています児童は栄保育所へ移動になります。(平成 32 年度移動予定)	0 歳児～4 歳児のみ移動の対象となります。	
平成 33 年度		平成 28 年度から前年度までの移動の対象となっています児童は新たに開所する(仮称)中央保育所へ移動になります。(平成 33 年度移動予定)	

3 公立保育所の定員について

市の総人口は年々微減傾向にありますので、公立保育所の定員は、出生数の見込状況や児童数の推移、働き盛りの生産年齢人口の推移を見ながら、今後の市全体での保育を必要とする量などを考慮したうえで決定します。なお、この決定に当たっては、民間保育園の充足率を考慮するとともに、配慮します。

4 保育環境の向上について

- (1) 民間保育園に対しては、住民ニーズに合わせた保育の実施、そして、向上をさせるための新たな補助制度等を構築するように検討します。また、保育士の育成を行うように検討し、公立保育所及び民間保育園の保育環境を等しく整え、民間保育園と協働して子育て支援(保育事業)が実施できるようにします。

(2) 今後、予定されています民間保育園の新築及び増員等については、保護者の方における保育所・保育園の選択の自由と、市において必要になります保育を提供する量、そして、市の財政負担等を総合的に考え、既存の保育所施設の耐用年数の状況を踏まえた上で、その施設を最大限に活用して必要な場合に支援を行います。

5 待機児童ゼロの継続

公立保育所の再編の実施期間においても待機児童は発生させないように取り組んでいきます。

6 兄弟姉妹の同一保育所への入所について

公立保育所の再編に際しては、兄弟姉妹が同じ保育所へ入所できるようにするために、一定の条件の下に不利益が生じないように、配慮します。

7 意見交換等

公立保育所の再編は、子育て世帯には重要な事項でありますので、公立保育所に係る情報を速やかに保護者等へ提供するように努めます。

8 その他

この基本方針の実施に当たっては、市の子育て施策の充実を図るよう努めます。

第2 施行日

この基本方針は、平成28年度の入所案内時から施行します。